

電子調達システムに関するQ & A
【事業者様向け】
(未定稿)

(中部森林管理局版)

番号	問 意	ページ
【問 1】	電子調達システムによる発注業務を進めることにより、事業者にどのようなメリット、デメリットがあるのか。	1
【問 2】	電子調達システムを使用可能な業務の範囲は何か。	1
【問 3】	「電子調達システム」と「電子入札システム」の違いは何か。	1
【問 4】	現場系役務契約で整理されている「素材生産事業等（造林事業を除く。）」とは、どの様な契約が含まれるのか。	1
【問 5】	事業者が電子調達システムを使用するためには、何を準備する必要があるのか。 また、初期費用はどの程度なのか。	1～2
【問 5-1】	電子証明書の申し込みはどこにするのか。	2
【問 5-1】	ICカードタイプとファイルタイプの違いはなにか。	2
【問 6】	「電子証明書」とは何か。	2
【問 7】	「ICカードリーダー」とは何か。	2～3
【問 7-1】	電子入札システムで使用しているICカードリーダーは電子調達システムで使用できるか。	3
【問 8】	事業者が電子調達システムを使用する場合、入札毎に使用料は発生するのか。	3
【問 9】	電子入札システムと電子調達システムを同じパソコンで使用することは可能なのか。	3
【問 10】	複数のパソコンで電子調達システムを利用することは可能なのか。	3
【問 11】	他省庁で行われている電子調達システムによる入札へ参加している事業者については、そのまま、森林管理局署等で行われる入札へ参加することは可能なのか。	3
【問 12】	電子証明書（ICカード）の名義は誰なのか。	3～4

【問 13】	<p>本社において電子証明書を取得した場合、支社で電子証明書を取得しなくても、本社の I C カードを利用し、電子調達システムは利用できるのか。</p> <p>また、支社に対して、I C カードを複数枚発行することはできるのか。</p>	4
【問 14】	電子調達システムにおける電子認証を受けないと、電子調達システム上の入札公告を閲覧できないのか。	4
【問 15】	電子調達システムによる入札は何で判断できるのか。	4
【問 16】	電子調達システムにおいて、最低価格落札方式の一般競争入札以外に総合評価落札方式の一般競争入札も実施するのか。	4
【問 17】	競争参加資格確認申請書類は、電子調達システムにおいて提出するのか、従来どおり、紙により提出をするのか。	4
【問 18】	競争参加資格確認申請書類を電子調達システムで提出する場合のファイル容量に制限はあるのか。	4～5
【問 18-1】	競争参加資格確認申請書類は、電子調達システム内に一時保存しながら全てを整えた段階での申請が可能なのか。	5
【問 18-2】	電子調達システムで入札を行いたいが、競争参加資格確認申請書類の容量が大きい場合の申請方法は他あるのか。	5
【問 19】	電子調達システムの試行的運用開始後、紙による入札等を行うことは出来るのか。	5
【問 19-1】	紙で入札に参加する場合、どのような手続きが必要になるのか。	5
【問 19-2】	紙による入札が可能となっているが、入札書を投函する入札箱はどのようになるのか。	5～6
【問 19-3】	紙による入札は電子調達システムではどのようになるのか。	6
【問 19-4】	落札宣言は、どのように実施するのか。	6
【問 20】	電子調達システムによる入札で入札書が送信できたことはどのように確認できるのか。	6
【問 21】	電子調達システムによる入札で金額を入力して一時保存は可能か。	6

【問 22】	電子調達システムによる入札時間は紙入札と同じなのか。	6
【問 23】	電子調達システムでの入札時にもこれまでどおり内訳書を添付するのか。	7
【問 24】	応札額が予定価格超過となった場合、その場で再入札を行うことは可能なのか。また、入札不調が続いた場合、不落随契を行うことは可能なのか。	7
【問 24-1】	再入札となったことは、何で確認できるのか。	7
【問 24-2】	再入札を電子入札から紙入札へ変更は可能か。	7
【問 25】	入札の結果が判明するのはいつか。	7
【問 26】	電子調達システムの操作方法等が分からない場合、どこに問い合わせするのか。	8
【問 27】	いつから電子調達システムによる入札が始まるのか。	8～9
【問 28】	電子調達システムで落札した場合、契約も電子調達システムで行うことになるのか。	9
【問 29】	造林事業も電子調達システムにより入札を行うのか。	9

【問1】 電子調達システムによる発注業務を進めることにより、事業者にどのようなメリット、デメリットがあるのか。

【答】

電子調達システムによる発注業務のシステム化により、事業者のメリットとして入札書類等の持ち込みに要する時間や各種経費の削減、デメリットとして電子調達システム利用環境の整備費用が考えられます。

【問2】 電子調達システムを使用可能な業務の範囲は何か。

【答】

電子調達システムは、物品・役務（製造の請負、物件の貸借、運送及び保管等を含む）並びに簡易な公共事業（公共工事、建設コンサルタント業務等のうち、「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の対象業務」を除く）における、「入札」「契約」「検査」「請求」「支払」一連の発注業務について対応しています。

なお、当面は「入札」業務を対象とします。

【問3】 「電子調達システム」と「電子入札システム」の違いは。

【答】

電子調達システムとは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続きをインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムで、次の案件が対象となります。

- ①物品調達
- ②事務系役務（庁舎清掃業務、事務機器リース、車両借り上げ等）
- ③現場系役務（素材生産事業、伐採系森林整備、収穫調査、検知業務、巡視業務、建設機械借り上げ等）

電子入札システムとは、農林水産省における公共工事等の入札手続きをパソコンからインターネットを通じて行うシステムで、治山や林道等の工事、調査測量が対象となります。

【問4】 現場系役務契約で整理されている「素材生産事業等（造林事業を除く。）」とは、どのような契約が含まれるのか。

【答】

素材生産事業等（造林事業を除く。）に含まれる契約については、素材生産事業や、搬出を伴う伐採系森林整備事業、収穫調査、検知業務、巡視業務、鳥獣被害対策業務等が含まれます。

【問5】 事業者が電子調達システムを使用するためには、何を準備する必要があるのか。また、初期費用はどの程度なのか。

【答】

電子調達システムを利用するにあたり、

- ① パソコン及びインターネット環境を整備していただく必要があります。
- ② その後、電子調達システムポータルサイトへ掲載されているマニュアルに基づき、利用環境の準備、電子証明書の取得、利用者登録を行っていただきます。
- ③ 初期費用について、パソコンやインターネット環境の整備に必要な経費のほか、電子証明書(ICカード又はファイル)の発行(7,600円～15,000円)及びカードリーダーの購入経費(6,500円～9,500円)が考えられます。なお、電子証明書については、認証局(電子証明書発行機関)により有効期間(3ヶ月、1～5年、2年、4年)やICカード又はファイルどちらを選択したかにより購入経費が異なります。(ICカードとファイルどちらを選択しても機能の違いはありませんが、ファイルを選択された場合、別途、セットアップが必要となります。)
- ④ 1年間の有効期間で電子証明書の発行を行う場合、事業者の負担額はICカードを選択された場合は約17,000円から25,000円、ファイルを選択された場合は約8,000円となります。

【問5-1】 電子証明書の申し込みはどこにするのか。

【答】

ICカードタイプの電子証明書は、システムに対応した認証局の中から任意に認証局を選択いただき申請していただくことになり、申請後2週間ほどで発行されると聞いておりますが、それぞれの認証局にご確認をお願いいたします。

【問5-2】 ICカードタイプとファイルタイプの違いはなにか。

【答】

ICカードタイプは、ICカード内に名義人の氏名、会社名、会社住所、法人番号などが格納されるもので、ファイルタイプは、パソコン内にインストールして格納されることとなります。

【問6】 「電子証明書」とは何か。

【答】

信頼できる第三者(認証局)が本人であることを電子的に証明するもので、オンライン上での本人確認手段やデータ改ざん防止をするための電子的な身分証明になります。

身近なところではマイナンバーカードがあります。

ICカードには、商業登記又は商号登録されている方は、名義人の氏名、会社名、会社住所、法人番号が格納されます。

【問7】 「ICカードリーダー」とは何か。

【答】

ICカードに記録された電子情報を読み取るための機器です。

【問7-1】 電子入札システムで使用しているICカードリーダーは電子調達システムで使用できるか。

【答】

ICカードリーダーの併用は可能です。

【問8】 事業者が電子調達システムを使用する場合、入札毎に使用料は発生するのか。

【答】

事業者が電子調達システムを利用するにあたり、入札毎の使用料等は発生しません。

【問9】 電子入札システムと電子調達システムを同じパソコンで使用することは可能なのか。

【答】

治山や林道の土木工事の入札において使用している電子入札システムと、物品調達や素材生産事業等の入札で使用する電子調達システムとは異なるシステムであり、同一端末で併用した利用は動作保証対象外となるため、併用しての利用はしないでください。

ICカードリーダーの併用は可能です。

【問10】 複数のパソコンで電子調達システムを利用することは可能なのか。

【答】

複数のパソコンで電子調達システムを利用することはできますが、利用するパソコンごとに端末環境の事前準備が必要になります。

【問11】 他省庁で行われている電子調達システムによる入札へ参加している事業者については、そのまま、森林管理局署等で行われる入札へ参加することは可能なのか。

【答】

既に他省庁において物品調達などで電子調達システムにより行われている入札へ参加されていれば、すでに利用されている電子証明書を使って、森林管理局署等で行われる電子調達システムによる入札への参加は可能となります。

【問12】 電子証明書（ICカード）の名義は誰なのか。

【答】

名義人は、会社代表者(全省庁統一資格に記載されている者)である必要があります。

【問13】 本社において電子証明書を取得した場合、支社で電子証明書を取得しなくても、本社のICカードを利用し、電子調達システムは利用できるのか。
また、支社に対して、ICカードを複数枚発行することはできるのか。

【答】

本社において電子証明書を取得した場合、本社の電子証明書により、支社において電子調達システムを利用することは可能です。ただし、本社で取得した電子証明書について、支社に対してICカードを複数枚発行することについては、認証局により取り扱いが異なりますので、申請を予定している認証局へ事前に確認をお願いします。

【問14】 電子調達システムにおける電子認証を受けないと、電子調達システム上の入札公告を閲覧できないのか。

【答】

電子調達システムにおける電子認証を受けていなくても、電子調達システムにおいて調達情報を閲覧できます。なお、従前のおり、電子調達システムによる入札についても、森林管理局署等のHP等へも入札公告の掲載を行います。

【問15】 電子調達システムによる入札は何で判断できるのか。

【答】

入札公告に電子調達システムによる入札であることを明記しお知らせいたします。

【問16】 電子調達システムにおいて、最低価格落札方式の一般競争入札以外に総合評価落札方式の一般競争入札も実施するのか。

【答】

電子調達システムにおいて、総合評価落札方式の一般競争入札も実施します。

【問17】 競争参加資格確認申請書類は、電子調達システムにおいて提出するのか、従来どおり、紙により提出をするのか。

【答】

競争参加資格確認申請書類については、電子入札又は紙入札どちらで入札を行うかにより対応が異なります。電子入札を行うのであれば、電子調達システムにおいて提出していただきます。紙による入札の場合は、紙により提出していただきます。

ただし、競争参加資格確認申請書類を電子により提出された事業者については、入札書を紙による提出へ切り替えることが可能ですが、競争参加資格確認申請書類を紙により提出された事業者については、入札書を電子による提出へ切り替えることができません。

また、競争参加資格確認申請書類を電子調達システムで提出する場合は、提出後、再提出や取下げができないことから注意する必要があります。

【問18】 競争参加資格確認申請書類を電子調達システムで提出する場合のファイル容量に制限はあるのか。

【答】

電子調達システムにおける競争参加資格確認申請書類や技術提案書の提出にあたって、添付ファイルの数に制限はありませんが、1回にアップロード可能なファイルサイズは合計で最大で3MBです。最大10MBまで添付が可能です。

【問18-1】 競争参加資格確認申請書類は、電子調達システム内に一時保存しながら全てを整えた段階での申請が可能なのか。

【答】

電子調達システムへの一時保存はできませんが、添付ファイルの数に制限がありませんので、確認できた書類からアップロードし順次提出していただくことになります。

【問18-2】 電子調達システムで入札を行いたいが、競争参加資格確認申請書類の容量が大きい場合の申請方法は他あるのか。

【答】

競争参加確認申請書兼技術提案書の容量が大きい場合には、次の内容を記載した書面(任意の様式でかまいません。)を電子調達システムにより送信し、郵送や電子メールにより送付いただくこととなります。

1. 送付方法の明示(郵送、電子メール)
2. 書類の目録
3. 書類のページ数
4. 発送年月日、会社名、担当者名、電話番号、メールアドレス

【問19】 電子調達システムの運用開始後、紙による入札等を行うことは出来るのか。

【答】

紙による入札も可能ですが、電子調達システムによる入札を基本として入札を実施していきます。ただし、カードリーダー等の不具合などにより紙入札に切り替えなければならないことも想定されますので、紙入札が行える期限を定めることは考えておりません。

【問19-1】 紙で入札に参加する場合、どのような手続きが必要になるのか。

【答】

当面の間、競争参加資格確認申請書又は競争参加資格確認申請書兼技術提案書を従来どおり紙で提出することによって紙による入札を行う入札参加者として判断しますので手続きは必要ありません。

【問19-2】 紙による入札が可能となっているが、入札書を投函する入札箱はどのようなになるのか。

【答】

電子調達システムによる入札であっても入札会場において入札を行いますので、これまでと同様に入札書を開札日に入札箱へ直接投函していただきます。

入札書を郵送された場合は、開札日までの間、発注を行った森林管理局署等において一時的に保管し、開札日に入札会場において入札執行官が入札箱へ投函を行います。

【問19-3】 紙による入札は電子調達システムではどのようになるのか。

【答】

各森林管理局署等において、電子調達システムへ入札書の金額を情報登録する必要があります。

【問19-4】 落札宣言は、どのように実施するのか。

【答】

電子調達システムよることとした入札については、電子調達システム上で電子開札、落札宣言を行うこととなりますが、紙で入札された方へは、入札会場においてこれまでと同様に、応札結果を読み上げた上で落札宣言を行うこととなります。

【問20】 電子調達システムによる入札で入札書が送信できたことはどのように確認できるのか。

【答】

電子調達システムより入札を受け付けた旨の通知が送付されます。

【問21】 電子調達システムでの入札で金額を入力して一時保存は可能か。

【答】

電子調達システムでは、一時保存が出来ませんので必ず金額を確認してから提出をお願いします。

なお、入札は、入札公告に指定された期間内に行っていただくこととなります。

【問22】 電子調達システムによる入札時間は紙入札と同じなのか。

【答】

基本的に電子調達システムでの入札は、紙方式での入札日の前日までに入札していただくこととなります。入札書の受付は、入札締め切り日の数日前から受付できるよう設定を行います。

カードリーダー等の不具合等により電子調達システムによる入札が困難となった場合、入札書の提出期限前であれば、発注担当部署へ相談いただければ、電子入札から紙方式に切り替えることは可能です。

【問23】 電子調達システムでの入札時にもこれまでどおり内訳書を添付するのか。

【答】

電子調達システムで入札に参加する場合、電子調達システムで内訳書の提出も行っていただきます。

**【問24】 応札額が予定価格超過となった場合、その場で再入札を行うことは可能な
のか。また、入札不調が続いた場合、不落随契を行うことは可能なのか。**

【答】

電子開札により応札額が予定価格を超過した場合、同日付けで再入札を行うことは可能です。電子入札により参加した場合、再入札となれば電子調達システムから再入札日時の通知が送られます。

ただし、入札参加事業者への通知書発行等の時間を考慮すると、30分～1時間程度の間隔を開ける必要があります。

(郵便入札があった場合の再入札については、従来の取り扱いと同様です。)

また、入札不調による不落随契は可能です。

【問24-1】 再入札となったことは、何で確認できるのか。

【答】

電子調達システムにおいて再入札となった場合、電子調達システムで入札に参加された事業者には、電子調達システムで通知書が発行されます。紙で入札された方については、その場で再入札であることをお知らせすることになります。

【問24-2】 再入札を電子入札から紙入札へ変更は可能か。

【答】

電子調達システムで入札に参加している場合、再入札を紙入札に変更して行うことはできません。ただし、電子入札参加者全員にシステムの通信障害等によるトラブルが発生した場合に限り変更可能ですが、再入札の日程を改めて設定する措置を講ずることが想定されます。

【問25】 入札の結果が判明するのはいつか。

【答】

開札後にシステム内での手続きが終了次第、開札結果が電子調達システムで入札参加した者にシステムにより送付されることとなっています。

【問26】 電子調達システムの操作方法等が分からない場合、どこに問い合わせするのか。

【答】

問い合わせ先は内容に応じて次のとおりとなります。

【電子調達システムに関する内容】

○電子調達システムヘルプデスク

- ・電話番号：0570-014-889（ナビダイヤル）
017-731-3177（IP電話等をご利用の場合）
- ・FAX番号：017-731-3178
- ・メール：メールでの問い合わせも行えます
- ・受付時間：平日9時00分～17時30分
（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

【利用者情報の申請や更新等に関する内容】

○調達ポータルヘルプデスク

- ・電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル）
017-731-3351（IP電話等をご利用の場合）
- ・FAX番号：017-731-3352
- ・メール：メールでの問い合わせも行えます
- ・受付時間：平日9時30分～18時00分
（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

【電子証明書に関する内容】

○発行元の認証局へお問い合わせ下さい

【全省庁統一資格に関する内容】

○統一資格ヘルプデスク（全省庁統一資格審査事務処理センター）

- ・電話：03-5511-1155
- ・受付時間：9時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

【問27】 いつから電子調達システムによる入札が始まるのか。

【答】

令和3年度1月以降に実施する案件のうち、物品、事務系役務の調達について1件以上を電子調達システムにより試行的に実施することとし、令和3年度4月以降においては、一般競争に係る全ての物品、事務系役務の調達を電子調達システムにより行う予定としています。

現場系役務（単独で実施する造林事業を除く）については、令和3年度4月以降において、6月までの案件について、1件以上を電子調達システムにより試行的に実施することとし、7月以降については全ての案件について電子調達システムにより行う予定としています。

【問28】 電子調達システムで落札した場合、契約も電子調達システムで行うことになるのか。

【答】

電子調達システムは一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムで将来的には契約等の利用も進めていくこととしていますが、当面は利用者登録から入札までについて、電子調達システムを利用した発注を進めることとしています。

契約はこれまでと同様になりますが、令和3年度中に試行的に運用する可能性もあります。

【問29】 造林事業も電子調達システムにより入札を行うのか。

【答】

現在検討中です。

令和3年4月以降もこれまでどおり紙での入札により実施しますので、ホームページへ入札公告や事業内訳書等の閲覧資料を掲載します。